

9月定例議会 議案・補正予算の主な内容 ②

酒々井町歴史的建造物利活用計画策定業務 323万9000円

1年目は、酒々井町にある歴史的建造物を抽出し、2年目は、旧筋邸などの歴史的建物の活用方法を検討すること。業務委託し、利活用計画を作成します。町の歴史を振り返るためには、歴史的な建物のリスト化は欠かせないと思います。一方で、活用は、保存よりも格段に維持管理費がかかるため、慎重に検討すべきだと思います。

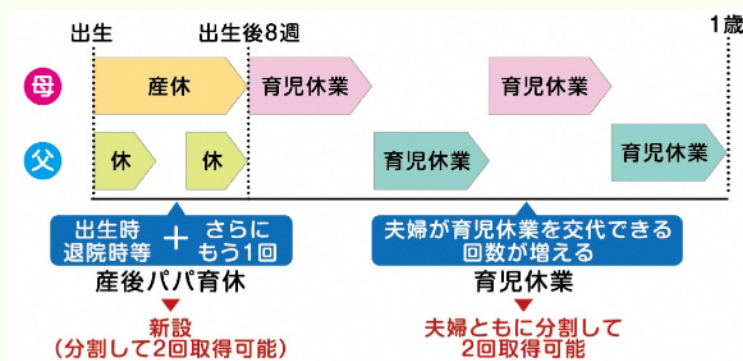
酒々井小・大室大小・酒々井中 備品購入費用 それぞれ約70～100万円の減額補正

もともと、一人一台PCで使うためのタッチペン購入予算が計上されていました。しかし、多くの児童が既にタッチペンを購入していたため、英語学習等で使用するヘッドセット購入に変更されました。今回の補正は、差額分を減額するための補正です。



非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化（議案第4号）

10月施行の育児・介護休業法改正に対応するため、非常勤職員についても、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設、育児休業の分割取得を認める改正です。図は、厚労省リーフレットより



白井のりくに議会報告会のお知らせ

日時 11月27日（日）13:30～16:30
場所 プリミエール酒々井 第一会議室
第1部 白井のりくに議会報告会
第2部 みやかわ伸前衆議院議員の国政報告会
「ロシアのウクライナ侵攻や台湾有事など、日本の安全保障について考える」
今回は、会場参加が、先着30名程度の予約制になっています。オンライン参加もあります。詳しくはお問い合わせください。



一般質問④「租税の徴収について」

Q 町税等に対する滞納処分による差押件数が、令和元年度は48件、令和2年度は51件だったが、令和3年度は139件と大幅に増えている。どのような理由なのか。

A 二つの理由がある。一つ目は財産調査件数の増加である。金融機関への預貯金調査が電子化できたことで、照会から回答までの時間が大幅に短縮され、年間の調査回数を増やせた。二つ目は小額滞納事案への着手である。調査回数を増やしたことから、それまで着手しきれなかった原動機付自転車やオートバイの単独滞納にも、調査を広げることができた。期限内納付をされている多くの方との均衡を図るためにも、滞納整理を引き続き進めていく

町政は、租税によって運営されています。租税の納付は義務であり、強制徴収が必要な場合もあります。その一方で、生存権を脅かすような徴収は許されません。ところが、他の自治体で、違法な滞納処分を行う事例が散見されています。例えば、差押えが禁止されている年金や児童手当が口座に振り込まれたところを狙って、預金を差押えをするという違法な対応です。これに対しては、自治体が裁判で負ける事例も積み上がっています。

国も、この状況を問題としており、令和2年1月23日に「地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができる」とされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたい」という事務連絡を出しています。

酒々井町でも強引な取り立てを始めたのではないかと考えたのですが、答弁の理由を聞く限りでは、杞憂のようでした。今後も、納税義務と生活保障とのバランスの取れた対応を求めたいと思います。

編集後記

9月議会の盛りだくさんの内容を2回に分けて掲載しました。町政に対する参考になれば幸いです。

[発行者] 白井則邦（酒々井町ふじぎ野1-3-10） TEL 043-488-4633 FAX 043-488-4634 shirai@mail1.big.or.jp

立憲民主党

酒々井町議会議員

白井則邦レポート

2022年11月

【プロフィール】1974年生まれ。東京都出身。司法書士。東海大学(理学部物理学科)卒業。人権保障に関心があり、司法書士として差別問題、貧困問題に取り組み、酒々井町では国際人権法、憲法などの講演会を企画。2019年町議会議員初当選。教育民生常任委員会所属。



公式HP

Twitter



9月定例議会報告②

9月議会の報告内容が多いため、レポートを2回に分けて発行しました。給付金以外の議案・補正予算の内容と、一般質問についてお届けします。

9月定例議会 議案・補正予算の主な内容 ①

町長、副町長、教育長の給与の10分の1を、 1ヶ月間減額する条例改正（議案第2号）

報道もされましたが、令和3年度の交付申請事務を怠り、国庫補助金を約300万円受領できなかった事案が発生しました。これにより、町の行政運営に対する町民の信頼を損ねたことと、財政に影響を与える事態となったことの責任を取った対応です。

なお、町職員の処分として、教育委員会 教育次長（当時）が戒告、教育委員会こども課 課長が戒告、教育委員会こども課 主査（当時）が、給与10分の1を、4ヶ月間減給する処分がなされています。

保育園の完全給食のための負担軽減費用 中央保育園・岩橋保育園あわせて約20万円

町内の保育園は、今まで主食は持参でしたが、来年から、温かいご飯などの提供を始めます。収入等の要件によりませんが、主食代として最大月600円の保護者負担が生じます。今回の予算は、この負担増のうち、来年1月～3月までの給食代600円の半額300円を、町が負担するためのものです。

詳しくは、導入時に説明があると思います。

馬橋川についての河川改修事業 130万円

台風か豪雨による土砂の崩落が確認されたため、修繕するための費用です。

熱海市の盛り土崩壊の事故を受けて、国交省で、危険盛り土をリスト化をしました。しかし、馬橋川の盛り土は、直接住民に被害が及ばないということで、リストに入らなかったと聞いています。

馬橋川については、応急処置的な対応が続いています。馬橋川については、応急処置的な対応が続いています。馬橋川については、応急処置的な対応が続いています。

公共活動広場用地管理事業 約333万円

ヘルシータウン横の急斜面に、今後の除草管理費用を低減するための防草シートを設置します。

この土地は、急斜面であり、活用することが困難な土地です。ところが、平成29年度に、公共活動広場用地として、町は法人からの寄附を受け入れました。



防草シート設置予定の斜面

町はこの土地のために、令和元年から測量、除草や樹木管理のために約900万円支出しています。寄附を受けなければ、発生しない費用でした。そのため、毎年のように、決算審査委員会で問題視されています。寄附を受けるにしても、測量や当面の管理費用は、元の所有者である法人に負担してもらうべきでした。

なお、この土地の寄附が発端となったのか経緯は不明ですが、平成31年2月に「酒々井町寄附採納事務取扱規程」が作られ、「維持管理費等が、著しく町の財政負担」となる場合は、原則として寄附を受けることが禁止されました。

給食費の負担軽減 約760万円

物価高騰の影響で、材料も値上がりしています。保護者が負担する給食費を値上げしないために、賄材料費の町の負担額を増やしました。



一般質問①「コロナ禍の影響・支援策について」

Q 経済的に困窮に陥っている方への支援策である制度の利用現状はどうなっているのか。

- A ①酒々井町奨学給付金は、令和3年度は15名に支給。
②就学援助制度は、9月1日現在で59名、児童の4.7%が利用。
③住宅確保給付金は、令和2年度は77件、令和3年度は45件、令和8年度は8月時点で7件に支給。
④緊急小口資金は、令和2年度は160件、令和3年度は33件、令和4年度は8月時点で1件に支給。
⑤総合支援資金は、令和2年度は94件、令和3年度は151件、令和4年度は8月時点で2件に支給。
⑥善意銀行は、令和2年度は25件、令和3年度は23件、令和4年度は8月時点で6件に支給。
⑦生活保護は、令和2年度末で196人。令和3年度末で200人。令和4年8月時点で201人。新規時給者は、令和2年度は19人。令和3年度は23人。令和4年度は8月時点で13人。

Q 町の行う無料の検査について、症状がある方へ、医療用キット配布などをする予定はあるのか。

A 8月下旬から抗原定性検査キットの配布を開始した。今のところ1人1回ということで考えている。

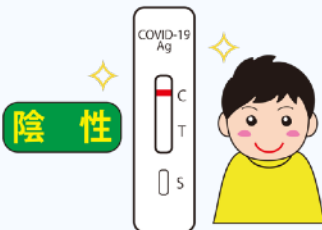
コロナ禍での経済的支援の利用状況について聞きました。それぞれの制度内容については、紙面の都合上省かせていただきます。

今回の質問は、コロナ禍であることから、これから返済の始まる、社会福祉協議会のコロナ特例貸付（上記④緊急小口資金、⑤総合支援資金）の利用状況がメインと考えていました。報道によれば、3割が住民税非課税により返済免除になるが、破産申し立ても増えているとのこと。酒々井町でも、住民の約2%である200世帯近い利用があることから、これらの世帯への対応が必要になると考えられます。また、社協コロナ貸付の返済の管理は、事業委託がされているため、今までのような伴走型支援ではなく、サラ金のような返済を迫る対応となる可能性があります。その点も心配なため、町も気を配って欲しいと思います。

就学援助制度については、千葉県全体では利用率が8～9%のため、酒々井町は利用率が低い傾向にあるようです。別の機会に、その理由についても聞いてみたいと思います。

今回は個人についての質問でしたが、事業者向けのコロナゼロ金利融資の返済も始まり、苦しんでいる事業者も多いのではないかと思います。このあたりについても、町も、商工会と連携するなどして、何らかの対策が必要になると思います。

それから、町の無料検査が、症状がある人も対象とした点は評価できます。第7波では、酒々井町でも、検査できないという声があふれていました。1人1回という縛りについては、今後の流行状況を見て、必要であれば緩和して欲しいと思います。



一般質問②「会計年度任用職員（非正規公務員）について」

Q 令和4年度に向けた会計年度任用職員の公募における、①公募した人数、②公募により再任用された人数

A ①公募した人数は、すべてパートタイム会計年度任用職員で、一般事務や専門職等様々だが、161人を公募した。②署面審査及び面接などの選考を行い、男性36名女性111名の合計147名が、昨年度に引き続き任用されている。

Q 5年以上同一の者が、同じ職種へ任用されている人数。

A 主に小中学校への学習を支援する外国語指導助手、学習指導専門支援員、特別支援学級介助員のほか、看護師、栄養士、保育士などの専門職も、制度開始前から引き続き、5年以上勤務している方がいる。パートタイム会計年度職員は男性21名、女性59名の合計80名、フルタイム会計年度、任用職員は男性0名、女性13名の合計13名。

会計年度任用職員とは、非正規公務員の制度です。会計年度任用職員は、民間の非正規雇用と違い、継続雇用になりません。長年勤めているベテランであっても、新規採用であり、毎年試用期間があります。

新規募集という建前にもかかわらず、161人募集して147人と、実に9割が再任用です。更に、募集人数161人の半数である80人が、5年以上務めています。これだけの割合で、同じ方が採用されるのであれば、毎年公募をする必要はありません。原則として公募なく再任用することで、安定した雇用となりますし、町も公募にかかる無駄な労力と費用が削減できます。

しかも、非正規公務員は、経験や専門的知見があっても、低待遇のままです。これは、児童虐待相談体制の項目でも触れてありますが、専門職について待遇を改善すべきです。

また、非正規公務員の7割以上が女性であるという点も問題です。正規職員では、女性が4割程度であることを考えると、女性が多い職ほど、非正規化されていることになります。制度で作り出した男女差別と言えます。

非正規雇用は、以前は学生のアルバイトや主婦のパートでした。しかし、今は、世帯主が非正規雇用ということが当たり前の社会になりました。非正規であっても、正規との均等待遇が求められています。

長年の公務員バッシングにより、仕事量が増えているのに、正規職員が減り、最低賃金レベルの非正規公務員が増えました。困窮者を支援する行政が、大量の経済的困窮者を作り出すような社会は異常です。

根本的には国が制度設計を変えるしかありませんが、運用で改善できるところは対応する必要があると思います。

一般質問③「児童虐待相談体制について」

Q 全国的に、コロナ禍で、児童虐待の相談が増えていると聞いている。町での相談件数はどうか。

A 児童虐待の件数は増加傾向となっている。
相談件数は、令和元年度23件、令和2年度35件、令和3年度30件、令和4年度は8月時点で12件。
児童虐待として扱った件数は、令和元年度26件、令和2年度35件、令和3年度45件、令和4年度は8月時点で37件。新型コロナウイルス感染症が原因となる虐待なのかは不明だが、相談件数は増加傾向。その中でも数年間継続して虐待として扱っている件数は年々増加している。

Q 児童虐待について、子ども家庭支援員が設けられる前と今とで、相談体制が異なるのか

A 子ども家庭支援員は、健康福祉課の人権推進室の中に児童虐待を扱う専門職として配置している。それ以前は、一般事務職が通常業務と兼務して行っていた。昨年の6月から1人で、今年から常時2人を配置している。この体制を整えた後は、専任の職員がいるため、家庭、あるいは児童の適切な支援に繋がっていると考えている。

Q 今年、子ども家庭支援員が増員されたが、それは会計年度任用職員なのか

A その通り。昨年度の6月から、専門業者への業務委託1名で始まり、今年度からは会計年度任用職員を追加している。

コロナ禍と会計年度任用職員の質問で、児童虐待の相談体制について質問したことから、一つの項目としてまとめました。児童虐待の対応件数が増えているというのは深刻な問題です。ただ、実数が増えているとは限りません。昔なら見過ごされていたり、気付かれなかった児童虐待が表面化し、子どもたちのための対応が可能になったと、前向きに捉えることも出来ると思います。

子ども家庭支援員が導入され、支援員が一般職から、専門家になったことは、好ましいことです。千葉県が児童相談員を増員しようとしています、定員割れという報道がありました。県の体制が頼りなくても、町の相談体制がしっかりしていれば、子どもたちを守ることが出来ます。今後とも、しっかりとした支援体制を続けていただきたいと思います。

但し、職員の待遇は改善すべきです。知識・経験がある専門家なのに、低賃金・不安定雇用になっています。これは、会計年度任用職員が、補助的業務をすることが前提の制度であり、専門職を想定していないためです。スキルのある専門家に対してはそれなりの待遇を取るべきです。これは、町の運用である程度は解決できる問題だと思いますので、対応を期待したいと思います。

